

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の提出を求める陳情書

一、陳情趣旨

平成28年の刑事訴訟法の一部を改正する法律の附則9条3項に、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示（中略）について検討を行うものとする」となっています。

これにつきましては、最高裁、日弁連、検察庁、法務省、検察庁の担当者で構成する「刑事手続きに関する協議会」で意見交換がされていますが、平成28年の改正から丸5年が経過しましたが、現在も法制審議会にかられていません。早急に法制審議会で審議されることを要望します。

本年3月3日、名古屋高裁で名張毒ぶどう酒事件の第10次再審請求が棄却されました。検察には、まだ1000頁に及ぶ事件当時の懇親会参加者等の供述調書や沢山の未開示証拠があります。今回開示された証拠は数点です。もっと多く開示されておれば、違った決定も期待できました。

現在の再審法では、検察は有罪証拠は提出しますが、無罪証拠の開示義務はありません。「無辜の救済」、公正な裁判という観点からみて極めて不十分です。同審議会での速やかな審議開始が必要です。

えん罪は国による重大な人権侵害です。これまで一度確定した判決であっても新たな証拠によって、無罪が立証され、人権が守られた事例が数多くあります。過去の判決にこだわらず、できる限り救済の道を開くことが必要です。

全国の地方議会で意見書採択が行われ、今年の3月末時点では52議会で採択されています。ご検討よろしく願い致します。

二、陳情項目

平成28年の刑事訴訟法の一部を改正する法律の附則9条3項に従い「法制審議会」での審議開始促進を求める意見書を国に提出してください。

令和4年5月27日

半田市議会議長 鈴木幸彦 殿

陳情者 住所

電話

氏名

